

## 第8回口頭弁論(差止)報告集会

2018年10月15日(月)  
衆議院第一議員会館 大会議室  
17:30～19:00

### 【 プログラム 】

- 1 あいさつ 代理人弁護士 寺井一弘
- 2 第8回口頭弁論の報告  
尋問された原告から
  - 1) 金田 マリ子 (空襲体験者)
  - 2) 崔 善愛 (チェソンエ) (在日コリアン)
  - 3) 竹中 正陽 (船員)
  - 4) 山口 宏弥 (元航空機機長)
  - 5) 市川 平 (横須賀基地周辺住民)
  - 6) 志葉 玲 (ジャーナリスト)
  - 7) 小倉 志郎 (元原発技術者)

※次回、安保法制の差し止めの裁判の期日は、12月14日(金)13:30【103号法廷】です。  
アピール活動を12:30から地裁前で行いますので、ご参集ください。

#### <本日の流れ>

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| 12:30       | 裁判所前 広報             |
| 13:30       | 103号法廷 開廷           |
|             | 原告本人尋問              |
| 16:30       | 記者会見 (裁判所内 司法記者クラブ) |
| 17:30～19:00 | 報告集会                |

## 1) 金田 マリ子 (空襲体験者)

### 証すべき事実

- (1) 新安保法制法の実施により生ずる危険とその制定による被害。
- (2) 東京大空襲の被害者である原告金田は、孤児となった。引き取られた先でいところに「いんでけ (いなくなってしまう)」といわれるなど筆舌に尽くしがたい辛酸をなめた。新安保法制法の成立により、被害のトラウマにより苦痛を感じていると共に、自分と同じような不幸な孤児が生まれることは何としても止めたい。

### 尋問事項書

1. 原告の生い立ちについて。
2. 学童疎開の経験について。
3. 1945年3月10日の東京大空襲直後、疎開先から戻った上野駅の有り様について。
4. 孤児になってからの生活。終戦直後の親戚宅での生活について。
5. その後、19歳からの一人暮らしの中で味わった孤児としての凄惨な体験について。
6. 戦争孤児の体験の聞き取りについて。またそれを通して感じたこと。
7. 新安保法制法の制定により原告が感じている、戦争被害が繰り返される危険について。またそれにより原告が感じる苦痛。
8. 原告の、この裁判に対する思いについて。
9. その他関連事項。

## 2) 崔善愛 (チェソンエ) (在日コリアン)

### 証すべき事実

- (1) 新安保法制法の実施により生ずる危険とその制定による被害。
- (2) 特別永住資格を持ち日本に在留する在日韓国人である原告崔は、新安保法制法の成立により、朝鮮半島に有事が起きた場合、自らが敵国人とみなされ、迫害されることになるという恐怖におののいており、新安保法制は、同人の平和的生存権、人格権を強く侵害していること。

### 尋問事項書

1. 主な経歴と現在の職業について。
2. これまで在日コリアンとしてどのような体験をし、どのような思いで暮らしてきたか。
3. 昨今、日本において行われている在日コリアンに対する排外主義的な運動はどのような

ものか。

4. 東アジアの人々は日本のことをどのように見ているか。
5. 朝鮮戦争と日本の関わりについて。
6. 集団的自衛権行使容認によって日本が米軍と共に海外で武力を行使することになれば、東アジアの人々の対日感情はどうか。
7. 在日コリアンとして新安保法制法に対してどのような恐怖を感じているか。
8. 新安保法制法制定後、有事となった際には、強制収容されたり強制送還されたりする恐れがあると感じているか。それはなぜか。
9. ショパンが音楽に込めた平和への願いと日本国憲法について。
10. その他関連事項。

## 3) 竹中正陽 (船員)

### 証すべき事実

- (1) 新安保法制法の実施により生ずる危険とその制定による被害。
- (2) 原告竹中は現役の船乗りである。戦争末期、武装していない輸送船は標的となり魚雷攻撃によって沈没、多くの船員が死亡したことは海運業界の苦い経験だ。安保法制が成立した翌年、フェリー会社はフェリーを随時防衛省に提供する義務をもつ契約を防衛省と結んだ。実際にはフェリーだけでなく運航のための乗員も駆り出される。実弾の飛び交う戦場に赴くことが前提とされることに大きな恐怖を持つ。

### 尋問事項書

1. どんな夢を抱いて船乗りになったか。
2. 船乗りになって、具体的には、どのような国々を訪れたか。
3. アジア、アフリカの国々に入港して、そこで見た光景について。
4. 船を動かすに際して、実際に働いている人々の国籍について。
5. 海賊に出会ったことがあったか。彼らに何を感じたか。
6. 新安保法制法により、船員も予備自衛官になることが「要請」されることになったことをどう受け止めたか。
7. 戦時中、徴用された船員が輸送の業務に従事させられ、多くの先輩たちが亡くなった歴史について。また新安保法制法の制定によりそ

の歴史が繰り返される危険を感じているか。

8. 島国日本は海洋国家、平和な海があつてこそと考えるか。
9. 集团的自衛権行使容認、安保法制は、海洋国家日本に必要か。
10. その他関連事項。

#### 4) 山口宏弥 (元航空機機長)

##### 証すべき事実

- (1) 新安保法制法の実施により生ずる危険とその制定による被害。
- (2) 1991年から19年間、原告山口は民間航空の機長として乗務した。国際線の安全は世界各地の政情や治安の状況に影響される。今般の安保法制の強行で「集团的自衛権行使」が容認されたことに、大変な危険性を感じる。2016年11月30日、日航機がチャーターされ南スーダンへ119名の自衛隊員が輸送された。今後、日本の民間機は「報復テロ」の標的にされ、攻撃される危険にさらされる。

##### 尋問事項書

1. パイロットになった経緯について。
2. パイロットとしてどのような国に行ったか。
3. 日本の民間航空機を取り巻く環境は安全保障環境の変化でどのように変化していったか。
4. 民間航空機の軍事利用は認められているか。この点について、日本での運用はどうか。
5. 民間航空機の国際民間航空条約での民間機の軍需輸送禁止は、例外的に二国間の軍事輸送を認めているが、日本の場合はどうなっていたか。また現在はどうか。
6. 2000年8月、アメリカ国防総省から当時の防衛施設庁を通じて国内航空各社に対して米軍の移送資格を取得するよう申し入れがあったことについて。またこの件は現在どうなっているのか。
7. 2003年のイラク戦争で自衛隊派遣では日本の民間機を使用したか。2009年のジブチへのPKO派遣ではどうか。
8. 世界一の航空会社であったパンアメリカン航空が1980年台にパレスチナやリビアなどのテロ集団からの攻撃によって、多くの犠牲者を出した結果、倒産に追い込まれたことについて。
9. 民間航空機が軍事利用されるとどのような危

険があるか。

10. 新安保法制法は、航空会社で働く者にとって、どのような事態をもたらすか。
11. その他関連事項。

#### 5) 市川平 (横須賀基地周辺住民)

##### 証すべき事実

- (1) 新安保法制法の実施により生ずる危険とその制定による被害。
- (2) 原告市川は、米海軍と海上自衛隊の中核基地がある横須賀に住み、「平和船団」として米軍を監視しつつ平和な町づくりと米兵・自衛隊員との対話を求めてきた。新安保法制法によりそれらの活動が妨害され、横須賀基地に対する武力攻撃やテロの危険が現実化している。また、原子力空母に対する攻撃等で原子力災害が起これば、首都圏は壊滅的な被害を被る。

##### 尋問事項書

1. 地位・経歴等と横須賀基地問題とのかかわり。
2. 横須賀基地の概要。
3. 横須賀基地における米海軍の構成、任務等。空母をはじめとする艦船とその活動の特徴など(ベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争、アフガニスタン戦争のとき等)。
4. 横須賀基地における海上自衛隊の構成、任務、その活動の特徴等。
5. 横須賀での市民グループによる反基地・平和運動のめざすものはなにか。また、「平和船団」を始めたのはなぜか。そこでの米兵や自衛官との対話の試みの意義はなにか。
6. 安保法制と新ガイドラインによって、米海軍と海上自衛隊の役割、機能、相互関係はどのように変化しつつあるか。
7. 安保法制の適用としての自衛艦「いずも」による米軍艦船の武器等防護、自衛艦による米イージス艦への燃料補給は、これら艦船の根拠地である横須賀の市民にどう受け止められたか。
8. 横須賀を母港とする原子力空母その他の原子力艦船の危険性。原子力災害の現実性、想定される被害と市民の不安。
9. 基地の街に暮らす原告ら市民にとって、基地が戦争やテロの攻撃対象となる危険、脅威はいかなるものか。安保法制の成立・適用に

よって、基地の街に住むことの危険性は増大したか。

10. 原告が40年近く、横須賀で反基地・平和運動を続けてきたのはなぜか。その原告にとって安保法制の制定はどのような意味をもったか。
11. その他関連事項。

## 6) 志葉 玲 (ジャーナリスト)

### 証すべき事実

- (1) 新安保法制法の実施により生ずる危険とその制定による被害。
- (2) 戦場ジャーナリストとして紛争地を取材する原告志葉にとって、新安保法制法の成立は、紛争地取材のリスクを増大させ、生命身体に対する切迫した危険をもたらすものであること。

### 尋問事項書

1. 経歴。ジャーナリストを志した動機とジャーナリストとして原告が感じている使命。
2. ジャーナリストとしてのこれまでの経験、訪問した国や地域について。
3. 世界の民衆の対日感情は、第二次世界大戦後、今日に至るまでどのように変化してきたか。
4. 世界の人々が日本を理解する上で、憲法9条はどのような役割を果たしてきたか。
5. 陸上自衛隊のイラク派遣は、中東地域の人々の対日感情にどのような影響をもたらしたか。
6. 身近にテロの危険を感じた経験はあるか。
7. 自衛隊の海外派遣と、日本人を標的とするテロとの関連性。また新安保法制法の制定が海外の日本人の安全性に与える影響について。
8. 世界の民衆は、米国や米軍の行動をどのように受け止めているか。また、日本の自衛隊が米軍と共同行動を取ることは対日感情にどのように影響するか。
9. 陸上自衛隊イラク派遣部隊や南スーダン派遣部隊の日報が隠されていたことをどう受け止めるか。またそれらの日報の内容からわかることは何か。
10. 原告のジャーナリストとしての取材活動や言論活動に、新安保法制法はどのような影響を及ぼしているか。
11. その他関連事項。

## 7) 小倉 志郎 (元原発技術者)

### 証すべき事実

- (1) 新安保法制法の実施により生ずる危険とその制定による被害。
- (2) 原発技術者として35年間働いてきた原告小倉は、2007年から、日本の原発は武力攻撃に対して脆弱であって、日本が戦争に加担することは国土を滅亡させることになることと警鐘を鳴らしてきた。新安保法制は、原告小倉が技術者だからこそ抱く危惧をますます増大させた。新安保法制法は、これ以上放射能汚染を拡大させないことを退職後の自らの使命とする原告小倉の生き方を砕くものであり、同人の人格権、平和的生存権を大きく侵害していること。

### 尋問事項書

1. 原告と原子力発電所(原発)とのかかわりについて。
2. 原発において、原告が担当した分野は何か。
3. 原告は、原発の安全性(危険性)についてどう考えているか。またそれは新安保法制法の制定前後でどのように変化したか。
4. 原発が、他国または個人(テロ)から武力攻撃を受けた場合に、どのような事態が予想されるか。
5. 新安保法制法が制定されたことにより、原発への武力攻撃の可能性はどうか。
6. 新安保法制法が制定された結果、原告の生活にどのような変化が生じたか。
7. 原子炉の冷却装置は何故重要か。
8. 津波の被害が想定されていたにも拘わらず、福島第一原発の非常電源が地下室に設置された理由は何か。
9. 原告が建設に携わった、柏崎・刈羽原発1号機の弱点は、どこにあるか。
10. 使用済核燃料貯蔵施設の安全性は、どのように確保されているか。
11. 原発王国のフランスでは、テロによる攻撃から原発を守るため、どのような備えをしているか。
12. その他関連事項。